

令和4年度の国民健康保険税

☎ 税務課 市民税係 ☎ 773・6668

国民健康保険税の税率表

令和4年度国民健康保険税の税率は次のとおりです。

	医療分	支援分	介護分
所得割（加入者の前年所得に対して）	5.87%	2.55%	1.97%
均等割（加入者1人あたり）	21,500円	14,500円	14,700円
平等割（1世帯あたり）	21,000円		
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

低所得世帯にかかる国民健康保険税の軽減範囲

令和4年度国民健康保険税の軽減判定の所得基準は次のとおりです。

軽減割合	基 準 額
7割	総所得金額が $430,000円 + 100,000円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下の世帯
5割	総所得金額が $430,000円 + (285,000円 \times \text{被保険者と特定同一世帯所属者の数}) + 100,000円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 円以下の世帯
2割	総所得金額が $430,000円 + (520,000円 \times \text{被保険者と特定同一世帯所属者の数}) + 100,000円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 円以下の世帯

※下線部分は給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算対象になります

特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後、継続して同一世帯に属する人
(世帯主の異動などがあった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります)

給与所得者等：給与収入が55万円を超える人、公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の人、
公的年金等の収入が110万円を超える65歳以上の人

未就学児にかかる軽減

未就学児（平成28年4月2日以降に生まれた人）にかかる均等割を5割軽減します。

※低所得世帯にかかる7割・5割・2割の軽減措置を受ける世帯の未就学児については、軽減適用後の均等割額からさらに5割軽減します

国民健康保険税納税通知書・特別徴収開始通知書の発送日

- ・「普通徴収（納付書または口座振替）」は6月16日(木)
- ・「特別徴収（年金天引き）」は8月中旬

国民健康保険の届出は速やかに

国民健康保険の加入・脱退の届出は、異動が生じた日から14日以内に行ってください。

- 加入の届出が遅れると
 - ・資格を取得した月までさかのぼり、国民健康保険税を納めなければなりません。
 - ・保険証がない期間に医療を受けると、その医療費は全額自己負担となります。
- 脱退の届出が遅れると
 - ・納める必要のない国民健康保険税が課税されます。
 - ・社会保険の加入後に国民健康保険の保険証を使用して医療を受けた場合は、国民健康保険が負担した医療費を返還していただきます。

国民健康保険税の減免

世帯所得が著しく減少して生活が困難となったときや、災害で重大な損害を受けたときは、世帯状況や損害の程度に応じて国民健康保険税を減免できる場合があります。減免を受けるには、毎年申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関連した減免

新型コロナウイルスの影響により、世帯の主たる生計維持者が次のいずれかに該当するときは、申請により国民健康保険税が減免できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ・新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の事業収入などが前年と比べて3割以上減少した場合